

# コンテンツビジネスの法律実務

～2019年1月1日の改正著作権法施行を見据えて～

講師 <sup>すがうちたかひろ</sup> 須河内隆裕 氏 西村あさひ法律事務所 弁護士

日時 平成30年11月1日（木）午後1時30分～午後4時30分

近年、映像、音楽、テキスト等のデジタルコンテンツを利用したサービスがますます普及しており、また、コンテンツを制作してデジタルマーケティングを行う企業も増加しています。しかしながら、これらのコンテンツを利用したビジネスにおいては、他人の著作権侵害が大きな社会問題となり得るなど、重大な法的リスクが伴うことがあります。したがって、企業の法務担当者にとって、コンテンツビジネスにまつわる正確な法的知識を取得することの重要性は高まる一方であると思われまます。

そして、2019年1月1日には、「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」を中心とした改正著作権法が施行されます。この改正は、著作権の侵害とはならない行為類型に関する条項（権利制限規定）を大幅に変更するものであり、今後の実務に及ぼす影響も大きいと考えられます。

本セミナーでは、上記の改正内容を含めた著作権法を中心として、コンテンツビジネスに関する法律上の留意点やその取扱いに関する実務を解説します。

1. はじめに - 実例から見るコンテンツビジネスのリスク -
2. 著作権法の全体像
  - (1) 担当者のよくある誤解
  - (2) 平成30年著作権法改正と実務への影響
3. 他者の著作権を侵害しないためには - 権利処理の実務 -
  - (1) コンテンツの制作にあたっての留意点
  - (2) 主要なコンテンツごとの権利処理実務
  - (3) サービス提供者の法的責任
4. 他者に著作権を侵害されたら
5. その他に留意すべき関連法令
  - (1) 肖像権・パブリシティ権
  - (2) 個人情報保護法
  - (3) 各種業法（電気通信事業法等）
  - (4) 表示規制法（景品表示法等）
6. 質疑応答

## 【講師紹介】

2007年、早稲田大学法学部卒業。2010年、早稲田大学法科大学院修了。2012年、第二東京弁護士会登録。2014～2015年、一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師。2015～2016年、大手レコード会社出向。エンターテインメント、IT、メディアの事業分野を中心として、国内外の企業法務に関連する案件に従事。

著作：『「海賊版サイト」のブロッキングに関する法的問題点』（朝日新聞社 Website「法と経済のジャーナル Asahi Judiciary」掲載、2018年7月）、『Apple v Samsung: enforcing a standards-essential patent after a FRAND declaration』（共著、Globe White Page Ltd.「IP Value 2014」掲載、2014年1月）。  
※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催 経営調査研究会  
■後援 金融財務研究会  
https://www.kinyu.co.jp

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>  
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>  
Blog : <https://kinyu.co.jp/blog/>

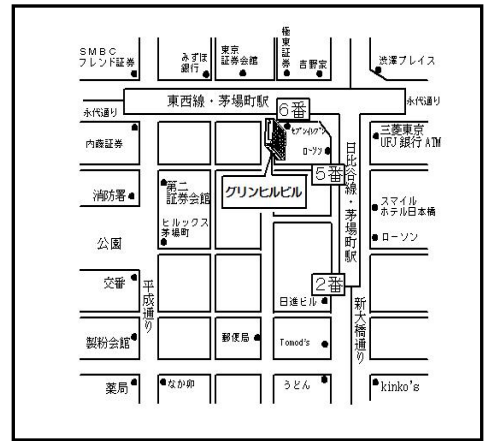


開催日

平成30年11月1日(木)  
13:30~16:30

会場

茅場町・グリーンヒルビル  
金融財務研究会本社 セミナールーム  
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8  
TEL 03-5651-2030  
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅  
6番出口より徒歩1分  
(開場は開演の30分前です。)



参加費

1名につき34,400円  
(消費税、参考資料を含む)  
1社2名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お2人目から1名につき29,000円。追加申込みの場合はその旨ご記入下さい。

申込先

経営調査研究会 ホームページ <https://www.kinyu.co.jp/>  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリーンヒルビル  
TEL 03-5651-2033 FAX 03-5695-8005

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からお申し込みいただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。(但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。)参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が2,000円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は1年以内にお願いたします。)  
ご記入いただきました個人情報、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金 口座名 (株)経営調査研究会

三菱UFJ銀行 八重洲通支店 0602180 三井住友銀行 東京中央支店 3207281  
みずほ銀行 京橋支店 1813877 三菱UFJ信託銀行 日本橋支店 1979947

----- 切らずにこのままお送り下さい -----

FAX 03-5695-8005

### ◆参加申込書◆

コンテンツビジネスの法律実務  
11/1

平成30年 月 日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい	会社名	TEL FAX	
	所在地	E-Mail 〒	
	参加者ご氏名	部課名	
	〃	〃	
	〃	〃	
	〃	〃	
	書類送付先 (同上の場合記入不要)	ご担当者 TEL	部課名 FAX

\*セミナーコード 2065 (Law-302065)

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。